

2019年10月23日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「スマート・ラップ・ジャパン（毎月分配型）／（1年決算型）」
投資対象ファンド追加に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では「スマート・ラップ・ジャパン（毎月分配型）」および「スマート・ラップ・ジャパン（1年決算型）」（以下、「各ファンド」といいます。）につきまして、2019年10月23日付で投資対象とする投資信託証券を追加する約款変更を実施いたしましたので、ここにご案内申し上げます。

＜約款変更の内容＞

◆投資対象とする投資信託証券の変更	
追加	日本超長期国債マザーファンド
追加	日本国債マザーファンド

各ファンドは2014年8月に設定され、主として、日本の債券、株式、不動産投信およびコモディティ連動証券などに投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指しております。このたび、より幅広い年限の日本国債を投資対象とすることで、インカム収益を中心とした収益機会の追求とリスクの分散を図るため、投資対象ファンドの追加を行なうことといたしました。約款変更後も、これまでの運用方針を継続して参ります。また、お客様にご負担いただく信託報酬の総額に変更はございません。

なお、今回の約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なもの」には該当しないことを申し添えます。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

▼約款変更の対象ファンド

スマート・ラップ・ジャパン（毎月分配型）

スマート・ラップ・ジャパン（1年決算型）

▼変更内容

投資対象とする投資信託証券の追加

資産クラス	投資信託証券	主要投資資産
債券	日本超長期国債マザーファンド	日本国債
債券	日本国債マザーファンド	日本国債

▼ご参考

◎追加的記載事項

当ファンドが投資を行なう投資信託証券は資産クラスごとに以下のものを定めております。

資産クラス	投資信託証券	主要投資資産
債券	ソブリン(円ヘッジ)マザーファンド	内外のソブリン債券(円ヘッジ)
	日本国債戦略マザーファンド	日本国債
	日本超長期国債マザーファンド	日本国債
	日本国債マザーファンド	日本国債
	ストラテジックCBオープン(適格機関投資家向け)	転換社債型新株予約権付社債(CB)および株式
	国内債券クレジット特化型オープン(適格機関投資家向け)	国内の公社債
株式	アクティブバリュー マザーファンド	国内株式(バリュー株)
	Jグロース マザーファンド	国内株式(グロース株)
	日本中小型株式アクティブ・マザーファンド	国内中小型株式
	日本ハイインカム株式マザーファンド	国内高配当株式
不動産	Jリート・アクティブマザーファンド	国内不動産投資信託(J-REIT)
商品・その他	コモディティ・マザーファンド	コモディティ連動上場投資信託(ETF) など

以上

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

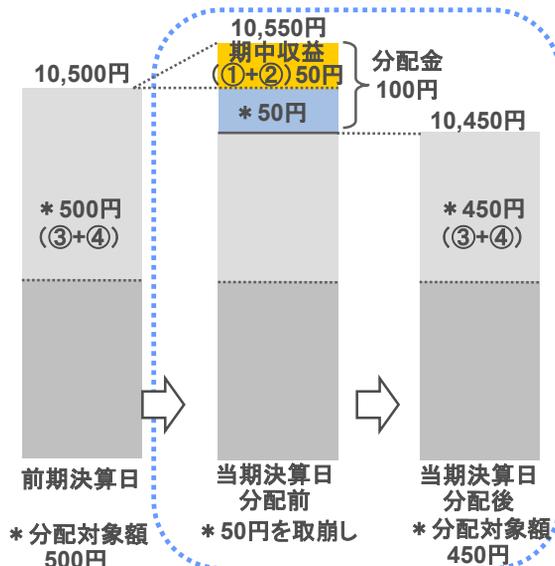
投資信託で分配金が支払われるイメージ



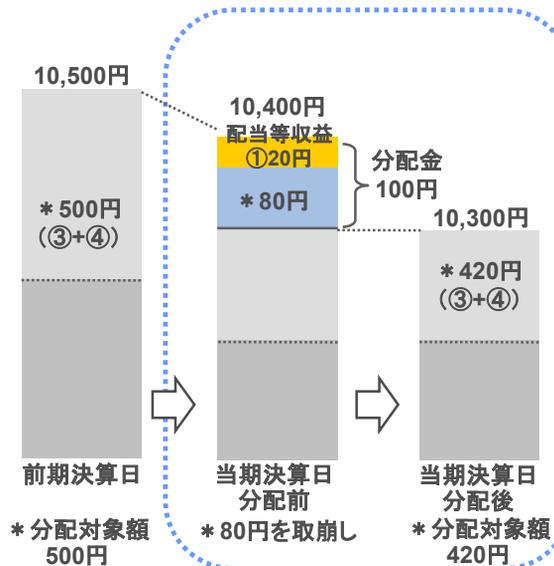
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みに際しての留意事項

●リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券、株式、不動産投信およびコモディティ連動証券を実質的な投資対象としますので、債券、株式、不動産投信およびコモディティ連動証券の価格の下落や、債券、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産、商品(コモディティ)の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】

【有価証券の貸付などによるリスク】【空売りによるリスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●その他の留意事項

- ◆ 当資料は、投資者の皆様へ「スマート・ラップ・ジャパン(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めさせていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ◆ 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し <u>3.3%(税抜3%)以内</u> ※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <u>年率1.5015%(税抜1.365%)以内</u> が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.32%(税抜1.2%)、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.1815%(税抜0.165%)以内となります。 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、委託会社が算出した上限値です。当該上限値は、投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率に基づき委託会社が算出したものですが、当該投資信託証券の変更などにより見直すことがあります。
その他の費用・ 手数料	目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

商品分類	追加型投信／内外／資産複合
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2028年7月20日まで(2014年8月29日設定)
決算日	【毎月分配型】毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 【1年決算型】毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] www.nikkoam.com/ [コールセンター]0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

<毎月分配型>

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

(50音順、資料作成日現在)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

<1年決算型>

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
おかも信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○		
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○		
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○		
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○		
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○		
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○

(50音順、資料作成日現在)